

# 民事調停手続相談実施要綱

制定 平成22年6月1日  
最近改正 令和7年4月1日

## (目的)

第1条 市民の日常生活上の民事の諸問題に関し、調停制度を活用した解決方法の指導助言を行い、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (業務内容)

第2条 金銭・多重債務、土地・建物、近隣関係、損害賠償など民事に関するトラブルを、調停手続きで解決するための相談とする。ただし、夫婦間や家庭の問題など家事に関することは除く。

## (実施主体)

第3条 民事調停手続相談は、大阪市と大阪民事調停協会が共同で実施する。

## (相談員)

第4条 相談担当者は、民事調停委員とする。民事調停委員の派遣については、大阪民事調停協会と協定を締結する。

## (相談場所)

第5条 相談場所は大阪市役所市民相談室とする。

## (相談日及び時間)

第6条 相談実施日時は、毎月第3水曜日の午後1時から午後3時までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。

2 前項の規定にかかわらず、市民局長は、相談の利用実績その他の事情に鑑みて必要と認めるときは、相談日を変更し、又は相談を実施しないことができる。

3 相談時間は1回20分とする。

## (受付方法)

第7条 受付方法は事前予約制とする。

なお、事前予約で定員に達しなかった場合は、予約受付期間終了後から、窓口にて先着順で受け付ける。

## (相談費用)

第8条 相談者の相談費用は無料とする。

## (所管)

第9条 民事調停手続相談に関する事務は、市民局で処理する。

## (施行の細目)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、市民局長と大阪民事調停協会会长との協議に基づき、市民局長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。